

「許可制度の見直し及び届出制度の創設」と「HACCPに沿った衛生管理の制度化」の相関図

現行

施行後

許可制度及び届出制度

HACCP制度化

要許可業種

◆ 34の製造業、販売業、飲食業等

〈問題点〉
昭和47年以降、見直しがなされておらず、実態に合っていない。

要許可業種以外

〈問題点〉
一部自治体は条例で届出制度があるものの、それ以外の自治体で把握する仕組みがない。

食中毒のリスク等により、関係者の意見を聞いて整理

高

要許可業種

◆ 製造業、調理業、加工を伴う販売業等

要届出業種

届出対象

◆ 温度管理等が必要な包装食品の販売業、保管業等

届出対象外

◆ 常温で保存可能な包装食品のみの販売等

低

H
A
C
C
P
制
度
化
の
対
象

事業者の規模等を考慮

HACCPに基づく衛生管理

◆ 大規模事業者、と畜場、食鳥処理場 等

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

◆ 小規模事業者、当該店舗での小売販売のみ 等

制度化の対象外